

お客さま 各位

「外国為替及び外国貿易法」にもとづく銀行等の 確認義務履行に関するお客様へのお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
かねてより、当金庫では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）にもとづく経済制裁措置に対応するため、お客さまのご送金、輸入取引が「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」に該当しないことを確認させていただいております。

■外為法にもとづく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

- 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - 北朝鮮を原産地または船積地とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
 - 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
- 北朝鮮の「資金使途規制」
 - 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
- 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
 - 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所を有する者に対する支払の原則禁止
- イランの「資金使途規制」
 - 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
 - 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

■法令にもとづき金融機関に求められる確認義務

上記の経済制裁措置の確実な実施のため、当金庫は外為法第17条の規定により、お客さまのお取引が当該制裁措置に該当しないものであることをお客さまから受領したエビデンス等により確認しております。

■お客さまへのお願い

外為法規制に該当しないことが確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

誠にお手数ではございますが、お客さまのご理解・ご協力を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

➤ 「外国送金依頼書」にて外国送金のご依頼をいただく場合

外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことをご確認のうえ、「ご送金目的」欄下部の『 「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮およびイラン関連の規制に該当しません。』をチェックして下さい。

なお、外為法上の北朝鮮・イラン規制関連取引に該当しないことの確認には、「お客さまの知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の関係者（主な株主や取締役等）の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと」を含むことにご留意願います。

本件にかかるお問い合わせ先
西中国信用金庫 営業統括部 外国為替グループ
電話 083-223-4941